

連 絡 書 (No.12)

令和4年10月14日

市内 地域密着型通所介護事業所 御中

地域密着型通所介護事業所における看護職員の配置に関する人員基準の取扱いについて (所沢市取扱い)

日頃より、介護保険制度の運営にご協力をいただきありがとうございます。

さて、地域密着型通所介護における看護職員の配置に関する人員基準の取扱いについて、お問い合わせを多くいただきましたので、改めて所沢市の取扱いについて、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 当市の取扱い

所沢市における看護職員の配置に関する人員基準については以下の(1)かつ(2)を満たすこととする。

- (1) 看護職員が当該指定地域密着型通所介護事業所内において直接、単位ごとに利用者の健康状態の確認等を行うこと
- (2) 提供時間を通じて、当該指定地域密着型通所介護事業所と密接かつ適切な連携※を図っていること
※「密接かつ適切な連携」とは、当該指定地域密着型通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制等を確保することをいう。

以上の取扱いとなります。

なお、「病院、診療所又は訪問看護ステーションとの契約で確保した看護職員の配置」についても上記と同様の取扱いとなります。

適切な人員基準の遵守をお願い致します。

2. その他

厚生労働省や埼玉県において、本取扱いとは異なる考え方が文書により示された場合は、当市においてもそれに従うこととする。